

2012 年 11 月 13 日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 石田 健一

リベリア国モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画(協力準備調査(無償))
ドラフトファイナルレポートに対するコメント

コメント検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2012 年 10 月 5 日 (金) 14:00 ~ 16:47
- ・場所：JICA 本部 (会議室：1 階 111 会議室)
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、作本委員、村山委員
- ・議題：リベリア国 モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画協力準備調査に係るドラフトファイナルレポートについてのコメント案作成
- ・配付資料：
 - 1) リベリア国 モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画協力準備調査ドラフトファイナルレポート 事前配布資料
 - 2) Draft Final Report (EIA)(英文)
 - 3) Draft Final Report (RAP)(英文)
 - 4) 答申対処方針案
 - 5) 補足資料「A PROPOSED NATIONAL WETLANDS POLICY (DRAFT)」
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2004 年 4 月)
(助言委員会設置要項第 9 項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける)

全体会合(第 25 回委員会)

- ・日時：2012 年 11 月 2 日 (金) 14:30 ~ 16:01
- ・場所：JICA 本部 (会議室：2 階 229 会議室)

上記の会合に加え、メール審議によりコメントを確定した。

コメント

全体

1. 我が国で実施されている車検制度及び排ガス規制に関する情報提供と大気汚染対策への取り組みを相手国政府に提言すること。

2. 本事業との関連性が想定できうる湿地帯と事業対象道路の距離だけが湿地帯へ影響を与えるかどうかを決める要素ではない。メシュラド湿地帯には大小の河川が数多く流れ込んでいる。潮の干満により湿地帯と河川部の相互影響が考えられる。その相互影響が存在する地区の上を対象道路が通過するわけである。

ならば、河川と湿地帯はある意味一体化したのものとして、影響を受ける対象と考えるべきである。具体的には振動や大気への影響にとどまることなく、車両の増加や往来のしやすさによる商業施設や住宅の建設を含む人間活動の活発化が生じ、湿地帯に広く繁茂するマングローブ林へ影響を与える可能性を否定できない。

どの程度の影響が発生していくのか与えていくのかを正確に予測するのはそれほど容易ではないが、中長期にわたるこのような二次的、間接的な影響は環境社会配慮に含まれるべき範囲として認識がなされ、その影響の程度を予測しかつ対策について記述すべきである。

よって、供用後の車両増加、商業活動の活発化、住宅及び商業施設の建設が中長期的にメシュラド湿地及び隣接河川にもたらす影響について可能な範囲で評価し、影響を緩和する対策と合わせて最終報告書に記述すること。

環境配慮（汚染対策、自然環境等）

3. 現状で大気環境の NOx 濃度が基準を超過しており、予測による汚染負荷は 2008 年から 2019 年に 2 倍強に増加するとされている一方で、対策の記述が工事中に特化しており、供用時の対策が明記されていないことから、最終報告書においては、対策の効果を含めた記載を追記すること。
4. 無鉛ガソリン車の使用は既に法令上禁止されているが、対策を更に強化するよう相手国政府に提言すること。
5. 現状で騒音・振動が基準を超過しており、特に住居地域での影響が懸念されるが、対策の記述が工事中に特化しており、供用時の対策が明記されていないことから、最終報告書においては、対策の効果を含めた記載を追記すること。
6. 騒音防止と道路メンテナンスに努め、過積載車両の取り締まりを強化するよう、相手国政府に要請すること。

7. 供用後には周辺環境への負荷が低減されると予想されているが、工事中に運び込まれる建材の管理、工事に伴って生じる廃棄物の取り扱いによっては湿地帯や河川に影響を及ぼす。よって、工事中の資材建材の厳格な管理、適切な廃棄物処理が欠かせない。それらのことがらを最終報告書に記述すること。
8. メシュラド湿地帯を通過する車道建設に伴う環境影響のモニタリング項目に、生物相を加えること。メシュラド湿地帯の持続可能な利用および保全には、A Proposed Wetlands Policy (Draft)に記述されている方針を踏まえた中長期にわたる管理方策が必要である。そのことを最終報告書に記述すること。

住民移転・社会配慮

9. 用地取得によって影響を受ける世帯数が多く、その大半(96.7%)の生計手段は露天商であることから、特に経済的弱者の生計に配慮すること。
10. 割合としては少数ながら補償の方策として移転先の土地を求めている被影響住民がおり、ステークホルダー協議でも複数に亘って移転先の確保に関する要望が出されていることから、相手国政府が計画している移転地だけでなく、ステークホルダー協議で回答として示されている多目的商業施設における検討を含めて他の可能性についても検討し、最終報告書に記述すること。
11. 全体として金銭による補償に重点が置かれ、職能訓練等のソフトな生計回復支援策が検討されていないように思われる。ステークホルダー協議においても職能訓練に関する要望が出ているため、ソフト対策に関する実施内容について検討すること。

ステークホルダー協議

12. 環境社会影響が予想されるステークホルダーに対し、ステークホルダー協議への参加を広く呼びかけること。

以上